

産業厚生常任委員会会議録

(令和5年2月2日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会産業厚生常任委員会会議録

本日の会議 令和5年2月2日(木)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	鷹野正志	副委員長	嘉喜山茂
委員	吉田茂生	委員	少林法子
委員	佐々木史仁	委員	中野光博
委員	山下正敏		

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 原田達也

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 本多幸雄 局長補佐 小松一恵

説明のため出席した者

(環境衛生課)

課長 山本正文 課長補佐 谷岡誠司

本日の委員会に付した案件

(1) 所管事務調査

「愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する
条例について」

取りまとめ

(2) その他

開会 10時00分

閉会 10時54分

○嘉喜山副委員長 皆さん、おはようございます。

それではただいまから、産業厚生常任委員会を始めます。

まず最初に、委員長が御挨拶を申し上げます。

○鷹野委員長 着座のまま失礼いたします。皆さん、おはようございます。

また、皆さん、新年明けましておめでとうございます。もうはや1か月たちましたが、皆さんの顔を見るのも新年になりまして初めてということで、今年もよろしく願いいたします。

本日は、産業厚生常任委員会を開催しましたところ、全員の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、閉会中の所管事務調査ですが、今まで本町の再エネ法の条例改正を含めた見直しということで検討をまいりました。3月定例がありますので、本日で一つの取りまとめをしなきゃいけないという状況にありますので、本日はその辺のところ、皆さんの考えを聞いて、取りまとめをしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、委員会を始めたいと思います。

今、申し上げましたとおり、国の動向がまだ分からないので、条例改正にしろ、検討するにしたらちょっと時間を待たなきゃいけないということで、所管事務調査、延び延びになっておりました。それで、今も申し上げましたが、ある程度の取りまとめをしなきゃいけないので、本日は山本環境衛生課長、谷岡補佐を、出席いただきまして、机上審査ということで、今現在の国の動向、その辺はどうなっているのか。その辺を説明願いたいということで今日は出席していただきましたので、早速、課長のほうからでよろしいですかね、説明をお願いいたします。

山本環境衛生課長。

○山本環境衛生課長 それでは、失礼します。

昨年11月11日に開催しました委員会から、その後の状況等につきまして、経済産業省のほうから、昨年12月5日に開催しました有識者会議の資料において、制度改正の方向性を中間取りまとめした資料がホームページのほうに掲載されておりましたので、その資料を参考に内容、また国の動向のほうを簡単に御説明いたします。

別添資料のほうを御覧ください。

これは、先ほど言いましたように、12月5日開催の「有識者による再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ」ということで、FIT制度による事業規律を徹底するため、今後、必要となる法改正を含めた制度的な対応についての見解を、中間取りまとめとして整理したものでございます。

それでは、2ページを御覧ください。

2ページでは、中間取りまとめとして、1の土地開発前、2、土地開発後から運転開始後・運転中、3としまして廃止・廃棄の各段階、4、横断的事項の4つに分けて、今後の法改正や制度的措置の方向性を整理しております。

その中で、本町の再エネ条例と深く関係してくるのは、1の「土地開発前」及び4の「横断的事項」になるものと、当課では考えております。

では、まず1の「土地開発前」についてですが、資料3ページを御覧ください。

検討項目におきまして、立地状況等に応じた手続の強化を掲げており、森林伐採を伴う発電所設置に関しては、地域における懸念の声も大きく、実態として土砂流出等の問題が生じているなどの、関係法令遵守が徹底されていないケースというものが発生しているのが現状でございます。

この検討会における提言としましては、立地エリアに応じて、例えばなんですけれども、森林法の林地開発許可対象エリアや盛土規制法の規制区域等においては、関係法令の許認可取

得を申請要件として、許認可の取得がなされていない場合、再エネ特措法の認定申請を認めない、といった認定手続の厳格化等の対応を行うことが盛り込まれております。

また、資料4ページにはなるんですけれども、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような、このような土地開発に関わる許認可につきましては、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合には現況復旧が著しく困難ということで、こうした場合には、FIT法やFIP認定の申請要件等の認定手続の厳格化を行う必要があるとしております。

具体的には、主に許認可といたしまして、現時点では森林法による林地開発許可、盛土規制法による許可、砂防三法（砂防法、地滑り等防止法、急傾斜地法）による許認可を挙げております。これらの関係法令に関しては、現行でも認定基準の内容として遵守が求められていますが、申請段階において許認可の取得までは求めていなかったことから、中間取りまとめでは、この3法令に関しては、申請段階で許認可を取得していること求め、要件化する方向が示されております。

次に、資料7ページを御覧ください。

4の「横断的事項」についてですが、検討項目としましては、地域とのコミュニケーション要件化を掲げており、地域とのコミュニケーションについては、現行の再エネ特措法において「地域住民とのコミュニケーション方法について自治体と相談した上で説明会を開催するなど、事業について住民理解を得られるように努めること」と努力義務として定めておりましたが、中間取りまとめでは「一定規模以上の発電設備の場合にはあらかじめ説明会の開催等の地域への周知を義務化する」と提言しております。

具体的には、資料10ページにはなりますが、規模によって対応を変え、高圧や特別高圧などの大規模電源は「説明会の開催」、うちらで特に言う50キロワット以下の低圧の小規模電源については「その他の周知方法」を求めると示しております。

なお、説明会の開催の対象範囲の考え方が掲載されており、資料は10～11ページかな、50キロワット以下の低圧にあっても、同一市町村内の複数の事業を行い、その合計が50キロワット以上になる場合は、説明会の開催が必要ではないかともしております。

併せて、資料13ページを御覧ください。

検討項目としましては、事業譲渡の際の手続強化を掲げておまして、再エネ特措法では、認定事業の譲渡を行う場合には変更認定申請することとされております。

一方、事業譲渡のように事業者が交代する場面においては、新規で事業を開始する場合と同様に、地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案も生じやすいとの指摘があります。

そのため、事業譲渡の変更認定に当たっては、関係法令に違反しているなど認定基準に違反している案件については、変更認定を認めないとするなど、厳格な対応を行う必要がある、加えて、事業譲渡の際に必要な変更認定申請においても、周辺地域への周知を求めるなどの手続の強化を図るべきである、なお、現行制度においても、変更認定申請には新規認定と同様の要件が準用されており、今後の法改正により新規認定の際に周辺地域への周知を事前要件化していくことから、事業譲渡の変更認定の際にも、同様の手続強化を行うことが妥当であると考えられるという形で記載されております。

簡単ではありますが、経済産業省の制度改正の方向性を中間取りまとめとしました内容及び今現在の国の動向についての、担当課の説明とします。

以上です。

○鷹野委員長 ありがとうございます。

今、課長のほうから説明がありましたが、何か御質問ありませんでしょうか。

少林委員。

○**少林委員** 7ページのところなんですけど、周知をさせなければいけないということだったと思いますが、周知のみなんですかね。例えば、住民とか反対して、以前うちの町では取りまとめをして何とかみたいなあれだったと思うんですが、そこの辺りはいかがでしょうか。

○**鷹野委員長** 山本環境衛生課長。

○**山本環境衛生課長** 周知ということは、事業内容の説明等もありますので、そこら辺で合わせたような形で、住民との意見交換でも変わってくると思いますので、住民合意、そういうのも含めた上で、周知も含めた上で内容のほうを進めていくというような形になります。

ただ、一つ気になったのは、前にもちょっと説明したんですけども、個人的財産とかそういう形もありますので、そこは慎重にしていかなければならないのではないかとというような形も考えております。

以上です。

○**鷹野委員長** 少林委員。

○**少林委員** 確認させてください。

周知イコール同意ではないわけですよね。

○**鷹野委員長** 山本課長。

○**山本環境衛生課長** 資料8ページを御覧ください。

ここで地域とのコミュニケーションの在り方というのが書かれております。必ず、同意というのは、これまでずっと話しよって一つの問題にはなっておるんですけども、こういう要件についても、留意して検討すべき、まあいうたら、大きいゴシック体で書かれておるところがあると思いますけれども、ここら辺は気をつけながら検討すべきではないかという中間取りまとめがありますので、そこら辺が今後、国のほうの方針が改正案の中に入ってくると思いますので、そこら辺はちょっと踏まえた上で、同意に踏まえた形で対応できればと考えております。

以上です。

○**鷹野委員長** よろしいですか。

ほかにありませんでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○**鷹野委員長** ないようでしたら、説明員の説明を終わらせたいと思います。

退席をお願いいたします。ありがとうございました。

暫時休憩します。

(休憩)

(執行部退席)

○**鷹野委員長** 休憩を解き、再開いたします。

ただいま、環境衛生課のほうから説明を受けました。国としては、今の中間報告で、申請時の強化、あるいは地域コミュニケーションということで説明、事前周知、また事業を譲渡する場合の手続上の厳格化ということで、今、再エネを取り巻く問題点をこういうふうにするのほうも方向づけをしておるといったところでした。

それで、この委員会もしっかりとした取りまとめをせんとはいけんですが、もちろん国の動向がまだ中間ということで、はっきりしていないので、委員会として条例を改正とか、そういったことを求めるのはちょっと無理があるかなというふうに思うのですが、皆さんの考えをお聞かせください。

吉田委員。

○**吉田委員** 改善しなきゃならない点は何個かありますよね。例えば電力の問題とか、平米の問題は変えていかなきゃまずいという状況ですよね、愛南町の条例としては。

そこはだからはっきりと条例改正をしていくべきだと思います、早急にですね。

あとの事項については、例えば住民とのコミュニケーションの問題については、これはなかなか難しい問題があると思います。知的財産の分もありますので、そこについては随時、政府のさっきのガイドラインに従って見直しをしていくとか、そういう程度にとどめて、条例を改正すべき、例えば電圧ですね、そこは早急に変えないと、乱立される状態が常に出てきますので、そこについては改善を早急にすべきだと思います。

○鷹野委員長 ほかに何かありますか。

山下委員。

○山下委員 愛南町で見直すべき点、何点かちょっと挙げてもらって、その分をどういう方向で変えるべきであるということでもとめるしかないの、挙げてもらったら。今の条例を変える、内容よね、何点か。平米もあったね。

○鷹野委員長 どこかまとめたのなかったかね。

(発言する者あり)

○鷹野委員長 7月22日の資料やな。これやな。これの黄色で記しているところがちょっとした問題点ということかな。

一応このときに問題点を挙げておるけん、この辺は一つの取りまとめとして考えるべきだというふうに、まとめに載せる。

また、今日ここでどうのこうのというよりも、ここで一つ挙がっていますので、これを取りまとめの中に盛り込んで、そのほか、今、吉田委員が言われたように国の方向性が変わってくるけん、それに対応した町の対処、これを踏まえた上で検討すべきだというような方向性になるかと思うんやけど、どうですかね。

副委員長、何かある。

嘉喜山副委員長。

○嘉喜山副委員長 私が思うのは、この条例に該当する事業の要件は変えるべきだろうなと思うんですけど。もう一つは許可の取消し、この項目は今回加えたほうがいいのかと思います。それ以外の件についてはなかなか、ちょっと難しいかなと思います。

以上です。

○鷹野委員長 今、嘉喜山委員から、許可の取消しという言葉を入れるべきだというふうなことがありましたが、どうですかね。

○嘉喜山副委員長 これ、今までなかったんで。もともと想定していなかったの。こういうふうに問題が次々に起こるとは思ってなかった。

○山下委員 これは入れんといけんわね。

○鷹野委員長 そしたら、許可の取消しは入れるべきだというまとめの仕方よろしいでしょうか。

○少林委員 具体的には、どこが入れれて、どこが入れれんという感じなんですか。一つ一つ線を引いていただいたら。

○鷹野委員長 具体的に。

嘉喜山副委員長。

○嘉喜山副委員長 これは、まず最初に、定義の中で……。

ちょっと休憩をお願いします。

○鷹野委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○鷹野委員長 休憩を解き、再開いたします。

取りまとめの件なんですけど、7月22日に、資料といたしまして、委員会で大体この辺が問題があるということを一挙いたしました。

その中で、一応取りまとめに入れていく項目としましては、3ページの協力要請区域を、

事業抑制地域、これも考えるべきであると。平米、角度を含めたもの。

そして、6ページにあります許可の規準、これも今後見直すべきであるということ。

そして、8ページ、許可の取消し、これも入れるべきであると。9ページを含めた許可の取消し、あるいは立入調査云々、処分等に関する意見聴取、この辺も考えるべきであると。

大体、以上のことを踏まえまして、今、国が出しております中間報告、申請時における手続上の厳格化、あるいは住民との話し合い、コミュニケーションの事前周知とか、説明会を開くという、地域コミュニケーション、そして事業譲渡の際の手続、これも一応強化するという国の方針を盛り込んでの取りまとめをするということで、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○鷹野委員長 そしたら、一応、本町の再エネ条例のちょっと問題があるということは今、言いましたが、それプラス国の動向を加えて一つの取りまとめをするという方向でもっていきたいと思います。

そのほか、何かございませんでしょうか。

副委員長、いいですかね、それで。

嘉喜山副委員長。

○嘉喜山副委員長 あと、法律が今、求めない事業、ただし書とかで示している、ゆるく、例えばですね、10ページの、要件化にはなっておるんですけども、説明会、ただ求めるだけで、法律で厳しく規制しない小規模の電源、低圧、こういったものについても、愛南町としては、ここは条例に盛り込むべきだというような意見も入れてもいいのかなと思うんですが。

○鷹野委員長 今、嘉喜山副委員長から、一応国の方針としても、義務として求めるとか、開催を求めるということで、一つの決定権じゃなくて、要請、求めるということが書いているけれども、本町にとってはその辺も一応入れると。求めるというんじゃなくて、こうすべきだ、こうしますというような表現でどうでしょうかということでしたが、それで構いませんでしょうか。

どうしても国やと全体のことやけん、どうしても、何かしても、求めるというちょっと抽象的、ちょっと抑えた決定で、これに限らず、大体はきとると思うんですよ、その法令云々。条例にしても。

ただし、本町の場合は、今後、説明会を求めるんじゃなくて、説明会を開催しなさいという命令になるのかな、そういう方向で構いませんか、書き方としては。

少林委員。

○少林委員 確認させていただきます。

ここの10ページにあるのは、同一業者が何とかかんとか、合計が50キロワットということですけども、例えば小山にあったように、ちびちびと区画して、それぞれ事業者名を変えていくと、総合的には非常に広いという、こういうのもこの規定でいけますかね。

○鷹野委員長 嘉喜山副委員長。

○嘉喜山副委員長 そこをやはり抜けがないように、多分抜けがないんじゃないかなと思うんですけども、条例で制定する場合は、そういった事例は確認されておるわけやけん、国以上に条例で厳しくするという必要はないかなと思うんですが。

○鷹野委員長 よろしいですか。

○少林委員 はい、抜けがないように。

○鷹野委員長 とにかく条例をつくったところで、それをうまくかいくぐるというのが一番、今まあ裁判になっておるようなことなんでしょうけれども、その辺がないように、条例改正を見直すなり、改正を求めるということを当委員会から出していくという方向でいいと思うんですが。

そしたら今、嘉喜山副委員長が言ったように、求めるという表現じゃなくて、すべきであ

ると、しなさいという書き方、その辺の条例改正を含めた言い回し、そういうことでよろしいでしょうか。強い。

一応、再エネを促進する条例なんだけれども、その辺はちょっとあれやけど、その辺、厳しく、のっとっての条例にもっていくという形で、いたします。

吉田委員。

○吉田委員 罰則規定というのはどこかいったんですかね。もう出さないという形ですが、すみません、一応、表記が出ていなかったの。これはもう、そこは決める、一応、答申というか案ですから。我々がこうしたほうがよろしいんじゃないでしょうかというのとは別に構わないですよ。そこはちょっと、どこかいったん、もう一回、再度確認をしたい。

○鷹野委員長 出とったね、そーいや。

嘉喜山副委員長。

○嘉喜山副委員長 たしかこれ、条例で罰則を定める場合、たしか過料5万円までやったですね。やけん、あまり効果がない。

○吉田委員 いう話になったんやっただけね。

○嘉喜山副委員長 そこまではしていなかったように思うんですけども。

○鷹野委員長 吉田委員。

○吉田委員 今回はじゃあ、我々委員会としては、提案はしないということですよ。

○鷹野委員長 はい。

ほかに何かないでしょうか。

ないようですので、この取りまとめは、もう慣例になりましたが、委員長一任でよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○鷹野委員長 そしたら、またできましたら、案を皆さんのタブレットのほうにお送りしますので、それに対して何かありましたら、報告いただければというふうに思います。

ほかに何か、全体的なことでは構いませんが、何かありませんでしょうか。

それと、一応、今回の再エネの条例に関する考え方云々、委員会はこれで取りまとめ終わるんですが、次回ううか、今度4月から新しい常任委員会、メンバーになると思うんですが、5月からかな、この条例に関しては引き続き検討していただくというような文言、申し送り、絶対しなさいじゃないけれども、継続ううか、一応、審査ううか協議してくれううかのようなことを取りまとめに入れたらどうかううかというふうに私思うんですが、いかがでしょうか。

これで終わった、次の委員会ではもう知らなくて、一応気に掛けてほしい。新しい委員会を考えて、考えてまあしませんが、それはそれでいいんだけど、一応この再エネ法の見直しは、今後とも産業厚生委員会、全体のことであるんですけども、考えていってもらいたいという文言をちょっと入れたらいいかと思うんですが、どうですかね。

そこまで要りませんか。入れんでええかな。

○山下委員 それはまた新しい委員会で見解が出たら、やったらええって、一応、切りううか、これでもう結果報告なんで。

○鷹野委員長 嘉喜山副委員長。

○嘉喜山副委員長 ということは、今回もう言い切りみたいな結論出したという形で書いていくということですよ、報告書を。

○山下委員 そうなるんだね、そうやね。

○鷹野委員長 1回終わるけんね。

○嘉喜山副委員長 最後の書き方として、今後も議会として、法律、条例の動向には注視していくべきであるとか。

○山下委員 それは入れていいわね。

○嘉喜山副委員長 そのぐらいなら構わんですかね。

○鷹野委員長 そしたら、そういう方向で、議会ないし委員会としても、今後、この条例に関しては注視していくべきだということは入れさせていただきます。

ほかに何かありませんでしょうか。

それとともに、町に対してもそういう要請を、同時に書いて構わんですね。考えていくべきだと、理事者サイドにも、この再エネ法の見直しは必要であるということも一緒に書いていきます。

ほかにないようでしたら、これで終わりたいと思います。

副委員長。

○嘉喜山副委員長 それでは、皆さん大変お疲れさまでした。

今回の取りまとめを受けて、今後、執行部のほうでできるだけ速やかな改正をしてもらったと思いますので、今後とも皆様、この動向には注視をお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

委員長